

福山市介護保険事業者事故報告取扱指針

(目的)

第1条 この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）のサービスの提供により、事故が発生した場合の報告に関し必要な事項を定め、事故の再発防止を図ることを目的とする。

(報告の対象となる事故の範囲)

第2条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、福山市長に報告するものとする。この場合において、利用者が福山市以外の被保険者である場合は、必要に応じ、当該市町村の長にも助言を求め、報告するものとする。

- (1) サービスの提供（送迎等を含む。）により利用者が負傷（医師（施設の勤務医及び配置医を含む）の診断を受け、投薬又は処置等何らかの治療を要したものに限る。）又は死亡した場合
- (2) 事業者又は従業者の不法行為その他法令違反により利用者の処遇に影響があると認めた場合
- (3) 利用者が所在不明となった場合（概ね30分以内に発見した場合を除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業者が必要と認めた場合

(報告の方法)

第3条 事業者は、前条の規定による報告を行うときは、持参、郵送又は電子申請により、別に市長が定める報告書を提出するものとする。

(報告の手順)

第4条 事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める内容を報告するものとする。

(1) 事故の発生時の第1報

事故状況、事業所の概要、対象者、事故の概要及び事故発生時の対応並びに事故発生後の状況

(2) 事故の追加報告及び最終報告

前号に規定する内容、事故の原因分析及び再発防止策並びにその他特記すべき事項

2 事業者は、前項第1号の報告を行うときは、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告するものとする。

3 事故の程度が軽微なとき、又は事故発生の同日中に事故対応が終了したときは、第1項の規定にかかわらず、同項第1号の事故発生時の第1報をもって第2号の報告を省略することができる。この場合、第1項第2号の内容についても、第1号の報告に含むものとする。

4 事業者は、第1報の後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行うものとする。

5 事業者は、前4項の報告を行うときは、利用者、家族又は居宅介護支援事業者等に対し当該報告の内容を連絡するものとする。

(市の措置)

第5条 福山市長は、事業者からの報告に基づき、事故の状況を把握するとともに、必要に応じて助言、指導等を行うものとする。

2 福山市長は、発生した事故が広島県、広島県国民健康保険団体連合会又は消費者庁等において所管するものと認められる場合は、当該機関に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、2009年（平成21年）5月1日から施行する。

この指針は、2015年（平成27年）10月1日から施行する。

この指針は、2021年（令和3年）11月1日から施行する。

この指針は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。